

1. 会合名	不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ（第1回）
2. 日 時	平成 25 年 1 月 22 日（火）午後 1 時～午後 2 時 54 分
3. 議 案	1. 協会員の役職員に関する処分制度等の現状について 2. 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書について 3. 自由討議 4. 今後のワーキング・グループ開催予定について
4. 主な内容	議事に先立ち、本ワーキング・グループの委員の紹介が行われた後、事務局より、本ワーキング・グループが設置された趣旨について説明が行われた。 1. 協会員の役職員に関する処分制度等の現状について 事務局より、協会員の役職員に関する処分等の制度について説明が行われたが、特に意見はなかった。 2. 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書について 金融庁総務企画局市場課市場機能強化室長の増田氏より、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書について説明が行われたが、特に意見はなかった。 3. 自由討議 事務局より、顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際しての会員向けアンケートの結果（概要）について（平成 24 年 10 月 16 日）＜抜粋＞及び本ワーキングにおける検討事項（イメージ）について説明が行われた後、委員より大要以下のとおり意見等があり、今後の検討項目に加えていくこととなった。 （主な意見等） （1）不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しについて ① インサイダー取引規制に関し、一級不都合行為者の取扱いの対象範囲を見直すことについて ・ 情報伝達や法人関係情報を提供して取引推奨を行った相手がインサイダー取引を行った場合、当該情報を漏えいした者を「一級不都合行為者の取扱い」の対象とするという理解でよいか。 ・ 漏えいする行為について、法令の手当てをする準備が進められているということだが、法令上重い罰則が科される行為と整理されると、一級不都合行為者の取扱いの対象範囲とするということについて、手当てをする必要はなくなるのではないか。

	・ 法人が違反をしたとして行政処分されたとき、課徴金の対象は法人である。違反行為の認定は会社において違反行為があったとして認定がされるが、氏名の公表規定が入ることで、誰が実際に違反行為を実行したかしっかり認定されるので、そういったものについても、不都合行為者の取扱いができるのではないだろうか。 ・ この要件に該当したら必ずこの処分等（一級不都合行為者の取扱い）になるというのではないということによいか。例えば、一級不都合行為者の取扱いの対象になる行為であっても、実際処分等が行われるに当たっては、当然内容によって個別に判断し、審議は行われ、そのために外務員等規律委員会があるという整理によいか。 ・ 採用照会について、二級不都合行為者として取り扱われた者についても、5年を超えて回答する（採用禁止は5年間）とすることで、二級不都合行為者であっても、業界から排除するという効果が見込まれるのではないか。 ② 登録取消処分とされた第一種金融商品取引業者（協会員＝法人）の代表者を不都合行為者の取扱いとすることについて ・ 登録金融機関を対象から除外して、対象を第一種金融商品取引業者のみに限定して検討するのか。 ・ 代表者を個人として捉えてその責任を問うための制度なのか、法人の代表者として法人が行った行為の責任を問う制度なのか。それともテーマ毎に責任の所在について検討する制度を想定するのか。 4. 今後のワーキング・グループ開催予定について 次回3月6日（水）の第2回ワーキング・グループでは、「不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しについて」及び「その他役職員に関する処分等のあり方」などの検討を引き続き行うこととなった。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関するお問い合わせ先	規律審査部（03-3667-8475）